

資 料

英米刑事法研究 (20)

英米刑事法研究会
(代表者 田 口 守 一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

黙秘権の行使と権利放棄の推認

Berghuis v. Thompkins, 130 S. Ct. 2250 (2010)

松 田 正 照

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

黙秘権の行使と権利放棄の推認

Berghuis v. Thompkins, 130 S. Ct. 2250 (2010)

I はじめに

アメリカ合衆国最高裁が1966年に下した *Miranda* 判決⁽¹⁾ は、警察官に、身柄拘束中の被疑者に対して、黙秘権や弁護人選任権などの権利を告知する義務を課し⁽²⁾、そして被疑者がそれらの権利を行使した場合、取調べは中止されなければならないとした。他方で、同判決は、権利告知後の権利放棄については、被疑者がその権利告知の内容を「理解して任意かつ理性的に (knowingly, voluntarily and intelligently) に放棄したことを立証する重い挙証責任が検察側にある」とした。したがって、警察官が *Miranda* 判決で要求される権利告知をせずに、獲得した供述は証拠から排除されるが、権利告知後の供述については、被疑者が任意に権利放棄したことを検察側が立証すれば許容されることになる。このことから、「自白の任意性」から「権利放棄の任意性」へと

(1) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966) [紹介, 芝原邦爾・ジュリスト 356 号 (1966年) 106頁, 田宮裕・アメリカ法1966年2号 (1966年) 328頁, 『英米判例百選 I 公法』(有斐閣, 1978年) 172頁 [石川才顕], 藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選 (第3版)』(有斐閣, 1996年) 114頁 [小早川義則]]. *Miranda* 判決およびその後の判決に関する包括的な研究として, 小早川義則『ミランダと被疑者取調べ』(成文堂, 1995年) 参照。

(2) *Miranda* 判決によれば、警察官は取調べに先立って、被疑者に次の事項を告知しなければならない。①黙秘権があること、②供述したことはすべて法廷において被疑者の不利に使用されることがあること、③弁護人と相談し、取調べへの立会いを要求する権利があること、および④弁護人を雇う資力がない場合は、質問に先立って弁護人が公選されること、である。

議論の焦点が移ったとされている⁽³⁾。

本件では、主に、ミランダ告知後の被疑者の態度・言動から、被疑者が黙秘権を行使した——その結果として、取調べが中止されなければならなかったか否か——といえるか否か、また被疑者が任意に権利放棄をしたと推認することができるか否かが争われた。

II 事案の概要

2000年1月10日にミシガン州で発生した狙撃事件の科で、被上告人 Thompkins は、事件から1年後、オハイオ州で逮捕された。ミシガン州に移送された後、午後1時30分ころから、Thompkins は取調べを受け、取調べは約3時間続いた。

取調べ開始時、捜査官の1人が、Thompkins にミランダ・ルールに由来する書式を示した。捜査官は、Thompkins が英語を理解しているかどうかを確認するために、書式に記載されている5番目の告知事項を声に出して読ませ、続いて他の4つの事項を自ら読み上げた。そして、Thompkins が権利を理解していることを示すために書式に署名させようとしたが、彼はそれを拒否した。

取調べ中、Thompkins が黙秘したい旨、警察に話をしたくない旨、または弁護士が必要である旨を述べたことは一度もない。Thompkins は、取調べ中おおよそ沈黙していたが、取調べ開始後2時間45分経って、捜査官はThompkins に「あなたは神を信じますか」と問うたところ、彼の目から涙が溢れ出した。そして、捜査官は彼に「あなたは被害者を射殺したことについて神に許しを請いますか」と尋ねたところ、彼は「はい」と返答し、目をそらした。Thompkins は自白調書への署名を拒否し、取調べはそれから約15分後に終了した。

Thompkins は第1級謀殺、謀殺目的の暴行 (assault with intent to commit murder) およびいくつかの小火器関連の罪で起訴された。Thompkins は、自分は合衆国憲法修正5条における黙秘権を行使し、それを放棄していないこと、そして自分の負罪の供述は任意性を欠くものであることを主張し、取調べ中の供述の排除を申し立てたが、事実審裁判所は、その申立てを却下した。そ

(3) 小早川・前掲注(1)251頁。

して、Thompkins は陪審によって有罪とされ、仮釈放なしの終身刑を言い渡された。

Thompkins は、事実審裁判所が Miranda 判決に従って、供述の排除をしなかったことを根拠の 1 つとして上訴したが、州控訴裁は、Thompkins は黙秘権を行使しておらず、また権利放棄をしていたとして、ミランダに関する主張を斥けた。州最高裁は裁量的審理を却下したため、Thompkins は連邦地裁に、ヘイビラス・コーパスを申し立てた。

連邦地裁は、Thompkins は、黙秘権を行使しておらず、また取調べの間、供述を強制されてもいないので、州控訴裁が、Thompkins は黙秘権を放棄したと判断したことは、不合理ではないとして、Thompkins の申立てを斥けた。

これに対して、連邦控訴裁は、取調べ対象者の言動から放棄を推認することができるため、黙秘権の放棄は明示的である必要はないとしつつも、Thompkins の 3 時間近くに及ぶ一貫した黙秘は、権利放棄をする意思はないという明白かつ明瞭な (clear and unequivocal) メッセージであるとして、州裁判所が黙示的な権利放棄を認定したことは不合理であるとし、連邦地裁の判決を破棄・差戻しとした。これにより、州が連邦最高裁に上告をした。

III 判決の要旨

法廷意見は、概ね以下のように判断して、原判決を破棄し、事件を差し戻した⁽⁴⁾。

Thompkins は、十分な時間、何も述べないことが黙秘権の行使となり、したがって取調べは彼が負罪的供述をする前に中止されるべきだったと主張するが、このような主張は説得的ではない。ミランダにおける弁護人の援助を受ける権利の行使の文脈のなかで、連邦最高裁は、Davis 判決で、被疑者は「明確

(4) ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、スカリア、トーマス、アールト各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の反対意見 (スティーヴンズ、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調) がある。なお、本判決を紹介する邦語文献として、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2009年10月開廷刑事関係判例概観 (上)」比較法学45巻1号 (2011年) 162頁 [小川佳樹]、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2009-2010年開廷期重要判例概観」アメリカ法2010年2号 (2011年) 325-326頁 [笹倉宏紀] がある。

に (unambiguously)」にその権利を行使しなければならないとした。被疑者の、弁護人の援助を受ける権利に関する言及が曖昧な場合、または被疑者が何も言及しない場合、警察は取調べを中止することや、被疑者がミランダの権利を行使したいのかどうかを問うことは要求されない。連邦最高裁は、今までのところ、黙秘権の行使が曖昧なものでもよいのか否かについて言及したことがない。しかし、黙秘権の行使と弁護人の援助を受ける権利の行使とで、それらを判断するのに異なる基準をとる理由はない。両者は、権利が行使されたとき、取調べの中止を要求することによって、自己負罪拒否特権を保護しているのである。

黙秘権の明確な行使を要求するには、説得的な理由がある。ミランダの権利について明確な行使を要求することは、証明の困難さを避け、そして警察官に、曖昧さに直面した際、どのように対処すればよいのかについて指針を与えるのである。もし Thompkins が黙秘していたい旨または話をしたくない旨を述べていたとしたら、彼は黙秘権を行使したことになり、取調べは終了していたであろう。しかし、彼はいずれもしなかったのである。

次に、Thompkins が黙秘権を放棄したのか否かについて検討する。黙秘権の行使がなかったとしても、身柄拘束下での取調べ中の被告人の供述は、検察側が、供述の際被告人が「実際に理解して任意にミランダの権利を放棄した」ことを立証しない限り、許容されない。権利の放棄は、脅迫、強制、または欺罔によるものではなく、「自由かつ慎重な選択の産物」でなければならず、かつ放棄される権利の内容と権利放棄の決定の帰結の双方を完全に理解したうえでなされなければならない。

Miranda 判決の権利放棄に関する意味と趣旨について判断した最初の事件のうちの1つは、Butler 判決である。Butler 判決は、権利放棄は、あらゆる状況から示されるものも含まれるとして、Miranda 判決が検察側に課した権利放棄の「重い挙証責任」という文言を解釈した。そして後の事案において、連邦最高裁は「重い挙証責任」とは証拠の優越によって放棄を立証すること以上のものではないとした。したがって、検察側はミランダの権利の放棄が明示的になされたことを証明する必要はなく、被疑者の供述を証拠として認めるには、黙秘権の黙示的な放棄の立証で充分なのである。Butler 判決は、ミランダの権利の放棄は、「権利の理解と放棄を示す一連の行為と相俟って、被告人の沈黙」により示されることを明らかにした。

検察側が、ミランダ告知がなされ、かつその告知が被告人によって理解され

たことを立証した場合、強制されずに被告人が供述をしたことは黙示的な権利放棄の立証となる。記録によれば、Thompkins は黙秘権を放棄したことが示されている。第 1 に、Thompkins が権利を理解していないということが主張されなかったことは、彼が話をしたとき自分が何を放棄したのか分かっていたことを示している。第 2 に、神を持ち出した問いに対する Thompkins の返答は、「権利放棄を示す一連の行為」である。もし彼が黙秘していたかたのであれば、一切返答しなくてもよかったのであるし、明確にミランダの権利を行使して取調べを中止させることもできたのである。ミランダ告知を受けた後、Thompkins が約 3 時間経過した後になって供述をしたということは、彼が権利放棄を示す一連の行為をしたという事実を覆すものではない。第 3 に、供述が強制されたという証拠は存在しない。Thompkins は、警察が脅迫したり、もしくは自分を傷つけたということ、または自分は恐怖心でいっぱいだったということを主張していない。取調べは日中に標準的なサイズの部屋で行われたのであり、3 時間の取調べが本質的に強制的であるとする判例 (authority) はない。Thompkins に対する取調べが宗教的な信念に言及していたとしても、そのことは Thompkins の供述を任意性を欠くものとするのではない。

Thompkins は、たとえ捜査官に対する自身の返答が黙秘権の放棄を構成するとしても、警察は権利放棄を獲得するまで取調べをすることは許されないと主張する。しかしながら、取調べの最初から権利放棄を要求することは、裁判所は「取調べ対象者の言動から」権利放棄を推認することができるとした Butler 判決と相容れない。

IV 解 説

1 法廷意見の枠組みと反対意見

(1) 「明白な言及の原則」の黙秘権の行使への適用

連邦最高裁は、1994 年の Davis 判決⁽⁵⁾で、被疑者は、通常の警察官であれば弁護士を要求していることが理解できるほどに、充分明白に弁護士を立ち合わせたい旨を述べなければならない（「明白な言及の原則 (clear-statement-rule)」)とした。連邦下級審や州裁判所のレベルでは、Davis 判決の以上の

(5) Davis v. United States, 512 U.S. 452 (1994) [紹介, 加藤みちる・比較法雑誌28巻3号161頁 (1994年)].

ルールを黙秘権の行使にも適用する判決があったが⁽⁶⁾、本判決の法廷意見は、連邦最高裁レベルではじめて、黙秘権の行使にも Davis 判決の以上のルールが妥当するとした。すなわち、法廷意見は、黙秘権も弁護人の援助を受ける権利も、権利行使によって、取調べの中止——これによる自己負罪拒否特権の保護——という効果が発生することに着目して、両権利が行使されたか否かの判断は同一の基準によるとしている。これにより、法廷意見は、本件では、Thompkins は、黙秘権を行使する旨を明確に述べていないことから、黙秘権の行使はなかったとした。

以上の法廷意見に対して、ソトマイヨール裁判官の反対意見は、弁護人の援助を受ける権利の行使については、その権利を被疑者に伝えることには、権利行使には発話が必要であることが示唆されているが、他方で、黙秘権の行使については、発話を要求することは——沈黙したままでよいという——黙秘権の性質から相当ではないとしている。

(2) 黙示的な権利放棄の推認

法廷意見は、次に、本件において、黙秘権の放棄があったか否かを検討している。権利放棄は、明示的になされる必要はなく、黙示的なものでもよいとされている。黙示的な権利放棄の立証については、1979年の Butler 判決⁽⁷⁾で、被疑者の沈黙が、権利の理解と権利放棄を示す一連の行為と相俟って、被疑者が権利放棄をしたことの立証となることが示され、権利放棄は、被疑者の言動から推認することができることとされた。

-
- (6) Marcy Strauss, *The Sounds of Silence: Reconsidering the Invocation of the Right to Remain Silent under Miranda*, 17 W.M. & MARY BILL OF RTS. J. 773 (2009) は、Davis 判決が示したルールを黙秘権の行使にも適用する連邦下級審および州裁判所の判決を紹介し、批判している。同論文は、法的な面 (matter of law) と政策的な面 (matter of policy) 双方から Davis 判決のルールを黙秘権の行使にも適用することを批判する。まず、法的な面では、弁護人依頼権と黙秘権は手段と目的の関係にあること——黙秘権は Miranda 判決によって保護される権利だとし、他方で弁護人の援助を受ける権利は、黙秘権を保護するためにのみ存在し、Miranda 判決による保護はない——を指摘して、黙秘権と弁護人の援助を受ける権利は、別々に扱われるべきものであるとし、また政策的な面では、Davis 判決のルールを黙秘権行使に適用するのは、被疑者が警察に話すかどうかを自由に選択できることを確実にするという Miranda 判決の中心的な目的を損なうものであると、適切ではないとする。Id. at 816-19.
- (7) North Carolina v. Butler, 441 U.S. 369 (1979).

先に述べたように、Miranda 判決は、権利放棄——明示的なものであれ、黙示的なものであれ——が任意になされたことの挙証責任を検察側に課しているが、1986年の Connelly 判決⁽⁸⁾で、この証明の程度は、「証拠の優越 (preponderance of evidence)」で足りるとされた⁽⁹⁾。

そこで、法廷意見は、①「権利放棄を示す一連の行為」があり、検察側が、②ミランダ告知がなされ、その告知が被疑者によって理解されたこと、そして③強制されることなく、被疑者が供述したことを示せば、権利放棄が任意になされたことの立証となるとした。そのうえで、法廷意見は、「権利放棄を示す一連の行為」として、①Thompkins が警察官による神を持ち出した問いに返答していることを挙げ、②Thompkins が権利を理解していなかったということが主張されていないことから、Thompkins は権利を理解していたとし、③供述が強制されたことを示す主張がなされていないことを根拠に、Thompkins は任意に権利放棄したとした。

これに対して、ソトマイヨール裁判官の反対意見は、被告人は権利放棄をしていないことが推定されること、および権利放棄を立証する重い挙証責任が検察側にあることを強調し、本件では、Thompkins が、ミランダの権利を理解したことを示す承認書への署名を拒否したこと、およびThompkins が負罪的供述をするまでに2時間45分経過していることを、Thompkins が権利放棄していない証拠として挙げ、検察側は権利放棄について十分な立証をしていないとしている⁽¹⁰⁾。

(8) Colorado v. Connelly, 479 U.S. 157 (1986) [紹介、中野目善則・比較法雑誌 23巻 2号 (1989年) 112頁、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第4巻』(成文堂、1994年) 89頁 [平澤修]、芦部信喜『アメリカ憲法判例』(有斐閣、1998年) 327頁 [宮城啓子]]。

(9) この点で、Butler 判決と Connelly 判決後のミランダの権利の放棄を立証する過程は、伝統的な任意性の判断——事情の総合による任意性判断——に著しく似ているという指摘がある。Mark Berger, *Compromise and Continuity: Miranda Waivers, Confession Admissibility, and the Retention of Interrogation Protections*, 49 U. PITT. L. REV. 1007, 1031 (1988)。

(10) さらに、反対意見は、法廷意見が、黙示的な権利放棄の認定に際し、Butler 判決に依拠していることについて、同判決では、被告人が、ミランダ告知後、明示的に話す意思を表明しているが、他方、本件では、Thompkins は、一切そのようなことは述べていないので、前提事実を異にしているとして批判している。

2 本判決の法廷意見に対する評価

法廷意見については、肯定的な評価と批判的な評価双方が存在するが、まず、肯定的な評価としては次のようなものがある。すなわち、Davis 判決のルールを黙秘権行使にも妥当するとした点について、Davis 判決の黙秘権の行使への適用は、Miranda 判決が確立した諸権利に理論的な一貫性をもたらし、法執行官が用いる基準を単純化し、そして効果的な法執行に対する「完全に不合理な障害」⁽¹¹⁾を回避するものであると⁽¹²⁾。

この論者は、さらに、黙秘権の行使に対する以上のルールの適用をさらに正当化するには、連邦最高裁の Miranda 判決に対するアプローチを捉え直す必要があるとする⁽¹³⁾。すなわち、Davis 判決も本判決も、ともに同一の権利——取調べの継続を拒む権利 (right to cut off further questioning) ——に関するものであり、その権利は、黙秘権や弁護人の援助を受ける権利とは異なると⁽¹⁴⁾。取調べを拒む権利——この権利を行使すれば、それ以降一切取調べを受けることはない——と黙秘権および弁護人の援助を受ける権利との相違点として、黙秘権は行使しても放棄すれば取調べは再開されること、弁護人依頼権は、弁護士が利用可能でない間は取調べは中断されるが⁽¹⁵⁾、弁護士が提供されれば、取調べは再開されることを挙げている⁽¹⁶⁾。さらに、黙秘権との重要な違いとして、取調べを拒む権利は、他者による作為——取調べの中止——を要求することになることを挙げ、このことから、被疑者に対して、そのような作為を要求する旨を明白に伝えることを求めることは正当であるとする⁽¹⁷⁾。

他方で、批判的な評価としては、次のようなものがある。すなわち、ある論者は、Davis 判決は、1981年の Edwards 判決による強力な保護——被疑者が弁護士を要求した場合は、弁護士が利用可能になるまで取調べは中止されなけ

(11) Davis v. United States, *supra* note 5, at 460.

(12) *The Supreme Court 2009 Term—Leading Cases*, 124 HARV. L. REV. 189, 196 (2010).

(13) *Id.* at 194.

(14) *Id.*

(15) See Edwards v. Arizona, 451 U.S. 477 (1981) [紹介、喜田村洋一・アメリカ法1983年1号(1983年)181頁、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第2巻』(成文堂、1986年)63頁〔平澤修〕、渥美東洋編『米国刑事判例の動向I』(中央大学出版部、1989年)35頁〔香川喜八朗〕].

(16) *The Supreme Court 2009 Term—Leading Cases*, *supra* note 12, at 196-97.

(17) *Id.* at 197.

ればならない——を理由として、その権利行使は明白でなければならないとしているのに、法廷意見が、権利放棄の立証の困難さの回避や警察官への指針の提供を根拠に、Davis 判決のルールを黙秘権行使にも妥当するとした点を批判している⁽¹⁸⁾。

また、この論者は、法廷意見は、権利放棄の挙証責任を被告人側に転嫁するか、または著しく軽くするものであると述べる⁽¹⁹⁾。すなわち、法廷意見は、Thompkins が権利を理解していなかったという主張がないことから、権利を理解していたことを認定している点で、被告人に権利を理解していなかったことの証明の負担を課していると⁽²⁰⁾。さらに、この論者は、法廷意見は、長時間の取調べがどのように Thompkins をして供述に至らしめたのかを考慮せず、ただ伝統的な任意性基準のもとで供述が強制されたものであるか否かを問うているだけで、取調べは本来強制的な圧力を伴うという Miranda 判決の前提を無視しているとする⁽²¹⁾。

V おわりに

連邦最高裁は、黙秘権の行使にも、Davis 判決における「明白な言及の原則」が適用されることを明らかにした。これにより、被疑者の取調べは、被疑者が弁護人の援助を受ける権利または黙秘権のどちらかを明白に行使しない限り、継続することになる。

さらに、連邦最高裁が、ミランダの権利の放棄について、それは黙示的なものでもよく、被疑者の言動から推認することができるとした Butler 判決に依拠していることにより、本件のような、被疑者が不明確な言動をとる場合でも、権利放棄は推認されやすくなるだろう。(松田正照)

(18) Charles Weisselberg & Stephanos Bibas, *Dabate, The Right to Remain Silent*, 159 U. PA. REV. PENNUMBRA 69, 71-2 (2010).

(19) *Id.* at 72.

(20) *Id.*

(21) *Id.* at 73-4.